

使用料について（算出）

【半田市都市公園条例】 第 1 1 条 催し物等による使用料 1 平方メートル 7 円

・バスケットコートエリア 面積 330㎡（2コート分 ※1コート横15m×縦11m）
※占用面積を2面分にしている理由は、半分を観客席として設定しています。

+

使用料：330㎡ × 7円 × 1.1 = 2,540円 ※10円未満切り捨て

※囲いを行い興行目的で、入場料を徴収する場合は、入場料の5%を別途で請求します。

+

キッチンカー等物販の出店（出店を希望する場合に追加に係る費用です）

【半田市都市公園条例】 第 1 1 条 催し物等による使用料 1 平方メートル 80 円

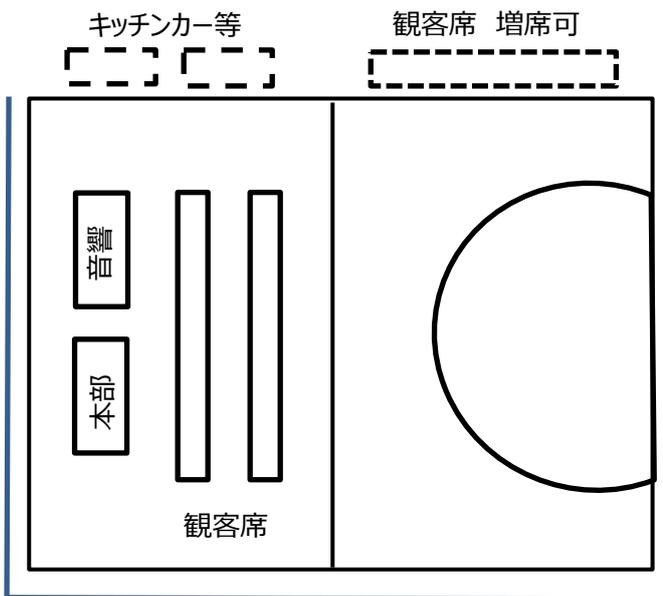
キッチンカー出店サイズ 1台あたり 約6m×5m、テントブース1張あたり 3m×3m
例) キッチンカー2台、テント1張の物販を出店したい場合

※キッチンカー等の出店を希望する場合は、コート外への設置となります。

使用料：{キッチンカー(60㎡) + テント(9㎡)} × 80円 × 1.1 = 6,070円

※10円未満切り捨て

【配置レイアウトイメージ図】



(参考) 各施設の占有面積イメージ

・スケートボードエリア 面積 418 m^2 (全面分 ※全面 横 11 m ×縦 38 m)

本部テント (2.4 m × 3.6 m) 8.64 m^2

音響設備用テント (2.4 m × 3.6 m) 8.64 m^2